

# 会 議 録

会 議 名 ( 審 議 会 等 名 )	平成 3 0 年 度 第 2 回 都 市 計 画 審 議 会		
事 務 局 ( 担 当 課 )	都 市 政 策 部 都 市 政 策 課		
開 催 期 日	平 成 3 0 年 1 1 月 1 9 日 ( 月 )		
開 催 場 所	川 西 市 役 所 4 階 庁 議 室		
出 席 者	委 員 ( 敬 称 略 )	久 ・ 西 井 ・ 北 澤 ・ 國 津 ・ 平 岡 ・ 秋 田 ・ 小 山 ・ 北 野 ・ 津 田 ・ 藪 内 ・ 山 口 ・ 吉 田 ・ 廣 地	
	事 務 局	松 浦 ・ 篠 崎 ・ 堀 内 ・ 米 田 ・ 足 立 ・ 小 田	
	関 係 人	上 下 水 道 局 河 合 ・ 下 水 道 技 術 課 中 澤 産 業 振 興 課 千 葉 ・ 森 田	
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不 可 ・ 一 部 不 可	傍 聴 者 数	0 名
傍 聴 不 可 ・ 一 部 不 可 の 場 合 は そ の 理 由			
会 議 次 第	議 題 ( 1 ) 議 案 第 3 号 川 西 市 都 市 計 画 審 議 会 に お け る 副 会 長 の 選 出 ( 2 ) 議 案 第 4 号 阪 神 間 都 市 計 画 下 水 道 の 変 更 ( 川 西 市 決 定 ) ( 3 ) 議 案 第 5 号 阪 神 間 都 市 計 画 生 産 緑 地 地 区 の 変 更 ( 川 西 市 決 定 ) ( 4 ) 議 案 第 6 号 都 市 計 画 道 路 網 の 見 直 し に つ い て ( 5 ) 報 告 事 項 第 8 回 区 域 区 分 の 見 直 し に つ い て そ の 他 川 西 市 に お け る 生 産 緑 地 制 度 運 用 の 見 直 し に つ い て		
会 議 結 果	( 1 ) 議 案 第 3 号 副 会 長 に は 秋 田 委 員 が 選 出 さ れ ま し た 。 ( 2 ) 議 案 第 4 号 に つ い て は 、 原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た 。 ( 3 ) 議 案 第 5 号 に つ い て は 、 原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た 。		

<p>司 会</p>	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。只今から平成30年度第2回川西市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は本日の司会進行を務めさせていただきます、都市政策部の篠崎でございます。よろしくお願い致します。</p> <p>それでは前回の都市計画審議会以降に、人事異動および役員改選等で委員5名が交代されますのでご紹介させていただきます。</p> <p>8月1日付けで農業委員の任期満了に伴い農林業部門委員に委嘱されました、藪内委員でございます。</p> <p>8月27日付けで川西警察署に人事異動され、交通部門委員に委嘱されました、廣地委員でございます。</p> <p>11月13日付けで川西市市議会議員から選出され、新たに委嘱されました、平岡委員でございます。</p> <p>秋田委員でございます。</p> <p>北野委員でございます。</p> <p>任期は平成32年3月末までとなっております。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>また、本日は議題2の関係人として、上下水道局の河合下水道技術監と下水道技術課の中澤課長が出席しておりますのでどうぞよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、開会にあたりまして久会長より、ご挨拶を申し上げます。久会長よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>こんにちは。本日もよろしくお願い致します。</p> <p>本日は議案が4件、報告事項が1件ありますので、貴重なご意見を賜れたらと思っております。また、その他としまして生産緑地制度運用の見直しについて、事務局より説明をいただくことになっておりますが、市街化区域内の農地の位置付けについて国土交通省が方針を大きく転換しておりますので、それを受けて川西市ではどうするかということで、また時間をかけて審議をさせていただけたらと思っております。本日も、よろしくお願い致します。</p>
<p>司 会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは委員の皆さま方のご出欠につきましてご報告をさせていただきます。委員17名の内、本日出席いただいておりますのは11名でございます。また、委員2名は遅れてお越しとの連絡がございました。したがって半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立致しましたことをご報告申し上げます。</p> <p>それではこれより議事進行は久会長にお願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。</p> <p>市議会議員の改選に伴いまして、現在副会長の席が空席となっておりますので、まずは副会長の選出をしたいと思います。</p> <p>それでは事務局の方より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局 説明 「川西市都市計画審議会における副会長の選出」</p>

議 長	<p>説明がありました。従来通り副会長の選出につきましては指名推薦の方法でよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、指名推薦で副会長の選出を行いたいと思います。どなたかご推薦いただける方はございますか。</p>
委 員	<p>秋田委員にお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。他にご推薦の方はいらっしゃいますか。他にご推薦がないようなのでお諮りします。川西市都市計画審議会における副会長の選出につきまして、秋田委員を選出することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは本審議会の副会長には秋田委員が選出されました。どうぞよろしくお願い致します。それでは秋田委員、副会長席の方へ移動をお願い致します。就任のあいさつを秋田副会長から、よろしくお願い致します。</p>
副議長	<p>ご推薦をいただき、本審議会の副会長に就任することになりました。これまでと同様に久会長を補佐し、本審議会の円滑な議事運営に努めたいと思います。委員の皆様におかれましてはご協力の程をお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任のあいさつとさせていただきます。</p>
議 長	<p>よろしくお願い致します。続きまして、議案第4号「阪神間都市計画下水道の変更」につきまして、この案件は川西市市長より平成30年11月19日付けで付議された議案でございます。事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>事務局 説明 「阪神間都市計画下水道の変更(川西市決定)」</p>
議 長	<p>只今の説明内容につきまして、ご意見ご質問はございますか。</p> <p>ご意見、ご質問等がありませんので、議論の方は終結させていただきます。採決に入らせていただきます。議案第4号「阪神間都市計画下水道の変更」につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは議案第4号は原案のとおり可決させていただきます。本審議会で可決されました原案を、川西市市長に答申させていただきたいと思っております。事務局から答申案の配付をお願いします。</p>

	<p>それでは、議案第5号「阪神間都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、この案件は平成30年11月19日付けで川西市長より付議されておりますので、写しをお手元にお配りしておりますのでご確認をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局 説明 「阪神間都市計画生産緑地地区の変更（川西市決定）」</p>
議長	<p>この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。</p> <p>ご意見がないようなので、採決に入らせていただきます。</p> <p>議案第5号「阪神間都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
議長	<p>それでは議案第5号は原案のとおり可決させていただきます。本審議会で可決されました原案を、川西市市長に答申させていただきたいと思っております。事務局から答申案の配付をお願いします。</p> <p>続きまして議案第6号「都市計画道路網の見直しについて」、この案件は川西市都市計画審議会条例第2条第3号に基づきまして、平成30年11月19日付けで川西市長より諮問された案件でございます。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局 説明 「都市計画道路網の見直しについて」</p>
議長	<p>最終的に廃止、変更がございましたら都市計画審議会で審議させていただくこととなりますけれども、その前に見直しの専門委員会を作り、案を作成し、適宜本審議会にも報告いただきながら、最終的に決めていきたいというご提案でございます。</p> <p>何か、ご意見、ご質問等はございますか。</p>
委員	<p>宝塚市の方でも同じようなことをされていますが、川西市では新名神高速道路や土地区画整理事業があったので以前に都市計画道路の見直しをされていたと思います。ところが今回また見直しを実施するというので、その主旨が、以前に存続路線として評価された路線について財政状況が厳しく早期に着手できない路線があるからということでしたが、この位置付けがよく理解できません。見直しの背景について、今回の見直しで、何が専門委員会から発信されるのでしょうか。廃止するということが目的化しているようにも受け止められるので、専門委員会に、何を、専門的な見地から評価をしてもらおうということをはっきりさせた方が良いのではないかと思います。</p>
議長	<p>一度見直しをしており、その時に必要性があって存続した路線をまた今回見直す意義を、我々ももう少し共有しておいた方が良いのではないかとご指摘でしたが、補足説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ご指摘いただいたとおり、平成22年に一度見直しをしております。その時に新名神高速道路、キセラ川西の交通量についても予測をしておりましたが、その後約10年経ちまして、新名神高速道路は開通し、キセラ川西の区画整理につきましては終わりを迎えようとしていますので、以前の予測と現在の状況から見直しをしていき、本当に必要な路線を以前の予測と現在の実態を検証しながら進めていきたいということが一つです。それと、今回、兵庫県のガイドラインに沿って進めていくのですが、見直しのやり方の中で市の独自の判断というところがありまして、交通量も含めてなのですが、市の独自の判断をする時に専門委員会の意見を聞きながら進めていきたいというのが、今回の主旨でございます。</p>
委員	<p>宝塚市では道路見直しの専門委員会を組織し、私は交通の専門ということで議長を務めたのですが、その時の見直しでは、宝塚市でも長期間都市計画道路の見直しがされていなかったということで、未整備の状態が長いところにつきまして、廃止するところは廃止し、残すところは残すといったことを、しっかりとした説明ができるように精査しましょうということで1年かけて行ったという経緯があります。おそらく平成22年の川西市の見直しの時も、同じような主旨から、個々の道路の機能や都市計画道路や幹線道路のネットワーク上の必要性、また人口減少による地域の将来像の変化による交通流動の変化によって、以前の都計道路の設定の時に必要であるとされていた道路の需要が見込めないとか、あるいは道路の整備で補えるということから、廃止するか否か、将来の交通流動からみた必要性を考えたのだと思うのです。今回ここで掲げているように、財政事情がますます厳しくなっているのではなかなか着手できないというのは、宝塚市や他市も同じ状況にあります。そういった意味で、前回の評価では加味しなかった、着手が早期にできるかということにも踏み込んで都市計画道路を見直すということは、これまでは存続路線にしていたとしても早期に着手できないのであれば財政事情の点から都計道路からはずすという、非常に大きな決断をするような内容になる可能性もあるわけです。もし、見直しの主旨をそこまでに広げるのであれば、専門委員会に議論をお願いし、財政状況も加味して廃止するというやり方はないとは言えないと思います。ただその場合は、30年や40年間未整備であった都市計画道路を、結局市の財政事情が厳しいから廃止にしますというような結論付けをするわけですから、その決定の影響は大きいものになり、専門委員会の役割も非常に重要になりますので、専門委員会側がそういう主旨での委員会として組織されているということをやほど覚悟してかからないと、専門委員会の責任が重すぎるという感じがします。そういう意味で、明確にすべきことはしておかないといけないと懸念して申し上げました。</p>
議長	<p>もっとはっきり言うと、都市計画的には必要であるけれども、お金がないからしばらくできませんということで廃止するというのは、かなり重い決断ですということですね。そうでなくて、委員のご質問に対する回答の中での説明の方が、より説得力があったのではないかと思います。すなわち、前回の見直しから10年近くが経って社会状況も変わり、さらに今まで予測で考えていた新名神高速道路やキセラ川西が実態として出てきたので、社会情勢の変化や現実の状況を見ながらもう一度見直しのをするのだ、という方が話として通るのではないのでしょうか。そこに財政の話盛り込むと、ご指摘いただいたとおりかなり重い話になりますので、そこまで専門委員会にお願いをするのかどうか、見直しの方針や方向性、あるいは基準というものに対して、もう少し慎重であるべきではないでしょうかというご指摘ございましたので、その辺りは専門委員会を設置するこ</p>

事務局	<p>とになった暁には、専門委員の先生方とも協議の中で、決めていただくということが良いのではないかと思います。</p> <p>おっしゃっていただきましたように、ストーリー的には8年前にたてた予測が実態となったので見直しを行う、というのがきれいな形ではあります。ただ、市としましては、長期未整備で事業実施の見込みのないものにつきましても、このまま放置しておいても良いのかということもございまして、正直に申し上げますと長期未整備で事業実施の予定のないものにつきましても、本当に残しておいて良いものかどうかというようなことについても専門委員会の中で話し合いをさせていただきたく考えております。本当に必要な路線であれば事業実施の見込みがなくても残し、代替え路線がある事業見込みのない路線はできるだけ廃止していきたいという思いはあるのですが、それらにつきましても専門委員会が始まりましたら話し合っていきたいと思っております。</p>
議長	<p>別の側面で言うと、50年も60年も着手しないという時には、土地の所有者にはずっと建物の制限がかかってまいりますので、制限だけをかけ続けていいのかという観点もあります。また、議論の中で考えていただけたらと思います。</p> <p>他、ご意見ご質問等ございますか。</p>
委員	<p>平成22年に見直しがあって、矢野畦野線、多田清和台線、多田東谷線等、その当ても整備予定なしと思われていた都市計画道路はありますよね。それらは、なぜ存続路線として残ってきたのでしょうか。10年近く経っても進捗がないといった状況なのでずっと予定なしで進んできたと思うのですが、今になってそれらを見直すということは、今回審議されている専門委員会の中で廃止ということで位置付けていただくことも、専門委員会設置の目的の一つなのでしょうか。</p>
事務局	<p>方向性につきましては、まだ確定したものではありません。平成22年当時に見直していた時は、人口減少は見えていたのですが、交通量としては10年20年先には減っていくものではないと考えられていました。しかし、これからは交通量も減っていくと考えられ、以前は交通量が増えると予想していたのですが、新名神高速道路が供用して実際にどのような交通配分が変わっていったか、予測がより明確にできるようになってきました。当時これらの路線を残すとしていたのは、最終的に交通量がこの道路がないと周辺道路の渋滞がますますひどくなっていくということが、最終的に残した判断材料の一つであったのですが、今後交通量が減っていくというような状況が予測されるのであれば、周辺道路が渋滞しないということで、廃止になっていきます。また、渋滞が緩和されないという状況が予想されるのであれば、必要な道路でありますので残していくといったことを、専門委員会で検討した上で判断していきたいと考えております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。</p> <p>専門委員会で色々検討していただくということですので、事務局から提案がありましたように、専門委員会を組織して、適宜本審議会にも報告をいただきながら、案の策定を行うことをご諮りさせていただければと思います。専門委員会を組織するというプロセスでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>それでは異議なしということで、専門委員会を組織していただき、適宜報告をいただきながら、我々もいろいろと意見を述べさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、報告事項「第8回区域区分の見直しについて」、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>事務局 報告 「第8回区域区分の見直しについて」</p>
議 長	<p>5年に1度の定期見直しということですが、線引き見直しフローにありましたように、予定では4回都市計画審議会にかけていただきますので、その都度意見交換をさせていただいたらと思います。</p> <p>何か、ご意見ご質問等ございますか。</p> <p>それではまた随時、審議会でもご報告いただきながら意見交換をさせていただけるかと思います。</p> <p>(関係人 産業振興課2名 着席)</p>
事務局	<p>続きまして、「川西市における生産緑地制度運用の見直しについて」、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 説明 「川西市における生産緑地制度運用の見直しについて」</p>
議 長	<p>何か、ご意見ご質問等ございますか。</p> <p>私から質問ですが、追加指定が行われるということは、300㎡以上500㎡未満の農地の所有者にもこのアンケートは送られているのでしょうか。それとも個別ヒヤリングしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>アンケートをお配りしている対象は、市街化区域に農地を所有されている農家の方全員です。</p>
議 長	<p>ということは、かなり小規模な農地の所有の方にも配布されているということですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議 長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>市街化区域の生産緑地につきまして、耕作放棄されている生産緑地が若干見られるのですが、今回の見直しにおいて、農業委員会との連携をどのようにし、耕作放棄地についてもどのような扱いで集約をし、この取り組みに生かしていくのか、説明をお願いします。</p>
議 長	<p>今までの生産緑地の指定の場合は営農が原則でしたので、放棄をした場合はダメでしたが、今回から借地でも可能であるということが出てきました。そうなった時に、所有者自らは営農できないけれども、耕作者を斡旋してもらって営農し</p>

	<p>て、その面積が 300 m<sup>2</sup>以上であれば新たに追加指定も可能であるということで、アンケートの中にも耕作者の斡旋の項目がありましたが、その辺りも含めて、農業委員会や J A との連携を進めていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>農政部局と都市計画部局での連携については欠かせないものであり、今後、早急に役割分担を協議して進めていきたいと考えております。</p> <p>また、不耕作地につきましては現地で確認しないと分からないことですので、特定生産緑地に指定する際には、現地確認調査すべきであると考えております。</p>
委員	<p>生産緑地について、農業委員会等で見ている中で、相続において名義が変わっていない農地がありましたので、その辺りの取り扱いをこのような制度見直しの時にきちんとやらないといけないと思います。借地は、名義が変わっていないと借地契約できないということもありますので、その辺りをどう整理をし、生かしていくかというところがこれまでも不明確のところがあったので、今後どのような取り組みをされるのでしょうか。</p>
事務局	<p>特定生産緑地に切り替えるのは、平成 30 年を迎えるちょうど区切りの良い時でございます。指定にあたっては、当然、登記簿謄本で所有者を確認したり、公図等で面積を確認したり、先程申し上げましたとおり現地で確認したりと、審査は十分に踏まえてから指定に移っていきたいと考えております。</p>
議長	<p>他、いかがでしょうか。</p> <p>それではご説明をいただきましたように、特定生産緑地制度というのは、生産緑地は一旦この審議会で都市計画決定させていただいておりますので、期間延長という手続きになります。都市計画手続きを踏みませんが、本審議会にその都度意見聴取をしていただくことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
	<p>それでは本日の議題は全て終了させていただきました。</p> <p>その他、何かございますか。</p>
事務局	<p>長時間に渡り、慎重なご意見を賜り、ありがとうございました。</p> <p>事務局からこの場をお借りしまして、1月に予定している次回の都市計画審議会について少しご説明させていただきます。ご審議いただく内容につきまして、第8回区域区分の見直しにつきましての経過報告で、具体的な見直し箇所についてもご説明できればと思っております。また、生産緑地の運用制度の見直しにつきまして、現在実施中のアンケートの結果をご説明させていただければと思っております。いずれも、都市計画審議会でご報告させていただければと考えております。</p>
議長	<p>それでは本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>